

Q 保険料の決まり方は？

A 65歳以上の方の保険料は、町の介護保険の運営費用などから算出した「基準額」をもとに、所得に応じて段階別に設定されます。

Q 保険料を納めずにいると・・・

A 介護サービスの自己負担は、費用の1割が原則※ですが、保険料を滞納すると、期間に応じて下記の①～③の処分が適用されます。

災害や失業などで納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

※所得の多い方は自己負担が2割または3割になる場合もあります

町の介護保険の運営にかかる費用(利用者負担分を除く)

×

65歳以上の方の負担分 23%

÷

町の65歳以上の人数

||

基準額(年額)

※保険料を決める基準となる額

① 1年間滞納すると

いったん事業者^①に費用の全額を支払うことになります。

いったん費用の全額を事業者に支払い、自己負担以外の払い戻しを受けるには、後日、町への申請が必要です。

② 1年6か月滞納すると

①の払い戻し分は滞納保険料に充てられます。

①の払い戻し分を申請しても、滞納保険料に充てた後の残額しか戻りません。

③ 2年間滞納すると

自己負担が3割または4割に増えます。

自己負担が3割または4割に増えるほか、「高額介護サービス費^②等」が支給されません。

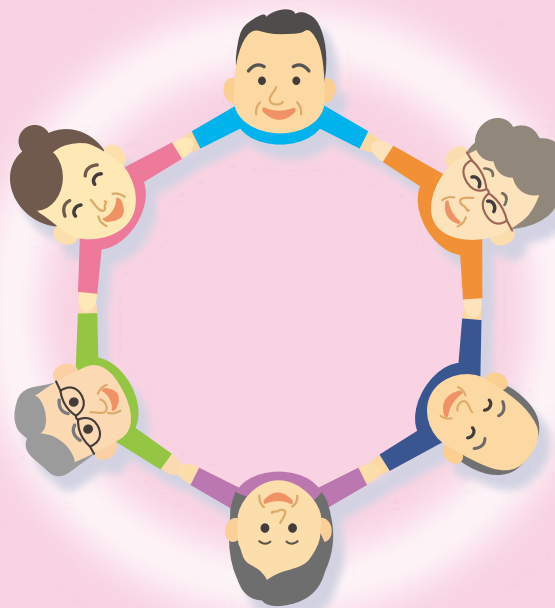
※自己負担の合計月額が上限を超えた場合に支給されます

令和6年度版

65歳以上の方へ

介護保険料

のお知らせ



岩内町

保険料は大切な財源です

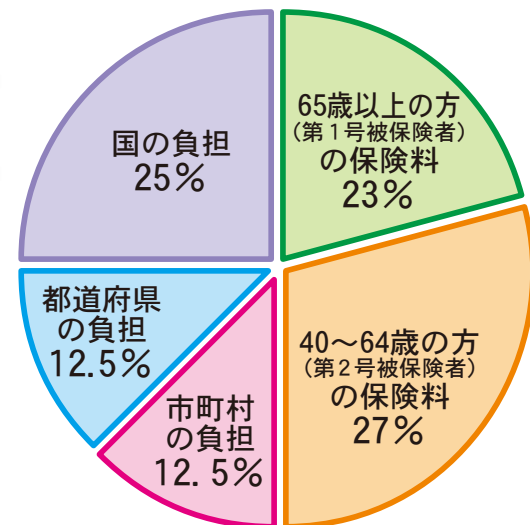
保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。

介護が必要となったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

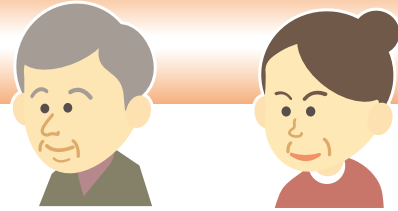
介護保険の財源

(利用者負担分は除く)

財源の半分は保険料です。そのうちの23%が65歳以上の方の納める保険料です。



Q あなたの保険料は？



A

所得段階	対 象 者	年間保険料
第1段階	・世帯全員が 住民税非課税	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金の受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 19,800円
第2段階		・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下 33,800円
第3段階		・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超 47,700円
第4段階	・本人が住民税非課税で世帯の誰かが住民税課税対象者	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 62,600円
第5段階		・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超 69,600円
第6段階	・本人が住民税課税対象者	・前年の合計所得金額が120万円未満 83,500円
第7段階		・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満 90,500円
第8段階		・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満 104,400円
第9段階		・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満 118,300円
第10段階		・前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満 132,200円
第11段階		・前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満 146,200円
第12段階		・前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満 160,100円
第13段階		・前年の合計所得金額が720万円以上 167,000円

保険料の納め方

年金の年額によって、納め方は2種類に分かれます。

年金の年額が **18万円以上** の方
↓
年金から天引きされます
(特別徴収)

年金の定期払い(年6回)の際に、年金の支給額から保険料があらかじめ天引きされます。

天引きの対象となる年金

- ・高齢(退職)年金
- ・障害年金
- ・遺族年金

高齢福祉年金・恩給等については、天引きの対象となりません。

こんなときは一時的に 納付書で納めます

年金の年額が18万円以上の方でも、次の場合には一時的に納付書で納めます(普通徴収)。

- 65歳になったとき
- 他の市区町村から転入したとき
- 段階区分が変更になったとき
- 4月1日の時点で年金を受けていなかったとき

年金の年額が **18万円未満** の方
↓
納付書や口座振替で納めます
(普通徴収)

町から送付される納付書で、役場や金融機関を通じて個別に納めます。

口座振替が便利です！

保険料の納め忘れがなく、安心・便利な口座振替がおすすめです。



これらをご持参の上、町内の金融機関か役場⑩番窓口にお申し込みください。